

四国中央市公告第 29 号

四国中央市国際紙製品展示会出展事業委託業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市国際紙製品展示会出展事業委託業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 23 日

四国中央市長 篠原 実

1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市国際紙製品展示会出展事業委託業務

(2) 業務の内容

四国中央市が日本一の紙のまちとして、本市のPR及び市内紙関連事業者のビジネスマッチングの促進を図ることを目的に、展示会への出展を予定している。本業務は、展示会への出展に当たり、出展に必要な準備及び当日のブース運営支援等を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年7月31日（水）まで

(4) 提案上限額

金 14,960,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 入札参加資格審査申請書（令和5・6年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（業務委託）をいう。以下同じ。）を提出している者又は入札参加資格審査申請書を本業務の公募に係る参加表明書の提出期限の2日前までに提出すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

れていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 仕様書等の内容を熟読し、業務内容等を十分理解した上で本企画提案に参加すること。

3 手続等

(1) 担当部局

四国中央市役所政策部政策推進課みらい創造室

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電 話 番 号 0896-28-6005

F A X 番 号 0896-28-6057

電子メールアドレス mirai@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配付期間、場所及び方法

公告の日から令和6年5月1日（水）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から令和6年5月2日（木）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書及び価格提案書の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和6年5月15日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市国際紙製品展示会出展事業委託業務受託者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な費用内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 質疑応答の窓口は、上記3(1)の担当部局とする。
- (3) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) その他詳細については、企画提案実施要領による。